

- ・戦時中の公共工事では軍工事、軍需関係工事では50%の前払い
- ・建設工事の適正な施工に寄与
- ・建設業者の未曾有の金融難の解消

昭和28年(1953)の業法改正

- ・ガラス、塗装など一定の工事について業法の適用
- ・登録要件の強化
- ・一括下請禁止の強化

昭和31年(1956)の業法改正

- ・建設工事紛争審査会の設置

昭和35年(1960)の業法改正

- ・登録要件の技術者の資格の変更
- ・施工技術の向上を図るための技術検定制度の導入

昭和36年(1961)の業法改正

- ・建設業の登録の要件として、一定の学歴または資格を有する技術者の備付の義務化
- ・土木一式、建築一式の総合建設業者
工事種類名を記した専門工事業者

昭和46年(1971)の業法大改正

建設投資の増大と建設業の重要性の高まり、不良不適格業者の存在、施工能力、資力、信用に問題のある建設業者の輩出、粗雑粗漏工事、各種の労働災害、公衆災害等の発生、公正な競争の阻害、業者倒産の著しい増加が発生

科学技術の進歩による技術革新、建設労働力の不足化傾向 経済の国際化に伴う資本の自由化等の環境変化に対応する建設業の近代化、合理化の必要

- ・業種別許可制度の採用
- ・下請人の保護育成。建設工事の施工の改善を図るため特定建設業の許可制度の創設
- ・請負契約の適正化、不合理な取引関係の改善、注文者が

- 取引上の地位を利用して不当に低い請負代金を定める
ことの禁止等（請負契約書に記載すべき内容の充実）
- ・ 下請負人の保護に関する規定の新設

昭和 44 年 5 月 参議院本会議質疑（第 61 回国会）

「……今日、種々の圧力を加え、不当に低い価格で建設工事を請け負わせているのは、ほかならぬ建設大臣の監督下にある地方建設局であり、住宅公団であり、道路公団であります。大口の発注者として建設大臣が、まず公正な価格による積算を行い、請負契約の改善に努力すべきであります。現在建設工事量に占める公共工事の割合は極めて高く、全建設工事量の 31,9%を占めております。そこで、公共工事に対する積算単価の是正なくして請負契約の適正化はあり得ないと思います。契約関係の片務性の最も著しい例は、……」

（質問者 田中 一君）

原始建設業法（昭和 24 法律第 100 号）

第 1 条（目的）

この法律は、建設業を営む者の登録の実施、建設工事の請負契約の規正、技術者の設置等により、建設工事の適正な施工を確保するとともに、建設業の健全な発達に資することを目的とする。

建設業法（昭和 46 改正法）

第 1 条（目的）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

昭和 51 年（1976） 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の制定

昭和 56 年（1981） 静岡事件

昭和 61 年（1986）～平成 3 年（1991） 日米建設協議

- ・ 3つの大型プロジェクトについて最初の合意(62、11)

- ・ 17 の大規模プロジェクトについて合意
- ・ 「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府の措置について」 (MPA) (63、5)
- 「21 世紀への建設産業ビジョンー活力ある挑戦的な産業を目指して」
- 経営事項審査制度～義務付け

昭和 62 年 (1987) の業法改正

昭和 50 年代半ば以降はいわゆる建設冬の時代

需要の低迷の中で、競争の激化により経営環境が悪化、労働条件の低下
倒産の多発など建設業界に厳しい局面、不良業者の不当参入

- ・ 特定建設業の許可基準の改正 営業所ごとに選任で置かなければならない技術者を指定建設業については国家資格者に限定
- ・ 監理技術者制度の整備 指定建設業に係る特定建設業者が工事現場に置かなければならない監理技術者については、国家資格者に限定 指定建設業監理技術者資格者証の交付
- ・ 技術検定制度 指定試験機関の導入 (大臣認定)
- ・ 経営事項審査制度の整備

昭和 63 年 (1988) ～平成 4 年 (1992)

構造改善事業スタート

昭和 63 年 (1988) 在日米軍横須賀基地談合事件
業界 7 団体による建設業刷新検討委員会

平成 5 年 (1993) 埼玉土曜会事件 金丸副総裁事件 大手ゼネコン贈収賄事件
公共工事に関する特別委員会
中建審建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」 一般競争入札の本格的採用 (明治 33 年の勅令により指名競争が導入されて以来、90 年ぶりの改革)

平成 6 年 (1994) 「公共工事の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」
WTO～国際ルールの適用

平成 6 年 (1994) 業法の改正

公共工事をめぐる一連の不祥事の発生と入札契約制度の改革、一般競争入札の本格的採用等とあわせ、不良不適格業者の排除の徹底

- ・建設業許可要件の強化 欠格事由の強化、許可有効期間は 5 年に
- ・経営事項審査制度の改善（一定の工事受注者について義務化）
- ・施工体制台帳等の整備
- ・監理技術者の専任制の徹底
- ・再下請け通知書

平成 7 年 (1995) 建設産業政策大綱

平成 11 年 (1999) の業法の改正

建設業法に係る国土交通大臣の権限を地方整備局長及び北海道開発局長に委任

平成 12 年 (2000) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（いわゆる入契法）

- ・公共工事に対する国民の信頼の確保と、これを請け負う建設業者の健全な発達
- ・毎年度の発注見通しの公表
- ・入札契約に係る情報の公表
- ・施工体制の適正化

平成 14 年 (2002) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（いわゆる官製談合防止法）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（いわゆる建設リサイクル法）

平成 15 年 (2003) 公益法人改革法関連による業法改正

- ・講習の実施主体、経営状況分析機関について広く門戸開放

平成 17 年 (2005) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（いわゆる品確法）

- ・建設市場の縮小と競争の激化による低価格競争
- ・工事の品質への懸念

- ・最も安いものから価格と品質で総合的に優れたものへ
(調達理念の転換)
- ・発注者に入札参加者の技術能力を審査し、技術提案を
求める努力義務

- 平成 18 年 (2006) 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部改正法
による改正
- ・瑕疵担保責任、保証について業法第 19 条の改正
- 平成 19 年 (2007) 建設産業政策 2007
産業構造への転換 建設生産システムの改革
ものづくり産業を支える「人づくり」
- 平成 21 年 (2009) 政権交代 建設投資の長期低迷の最終局面
「コンクリートから人へ」 3 年間で公共事業関係費はお
よそ 3 割減
- 平成 23 年 (2011) 東日本大震災の発生
- 平成 24 年末 (2012) 復旧・復興需要 防災、減災関連工事の増加
アベノミクス効果による景気回復
消費税引き上げの駆け込み需要
国土強靱化計画
オリンピック開催決定による建設需要増

トンネル天井板を大ブロックで撤去・積載・搬出できる自走式多軸架台（ドーリー）です。運搬量・施工量の増加、トンネル設備の撤去不要、並行作業により、短期間で改修作業を完了できます。



ドーリー外観写真

天井板を運搬するドーリー（撤去延長 L=50m/回）

笹子トンネル天井板撤去工事の場合

- ・ 契約方式 企画競争方式
- ・ 需要の調整 他の現場を閉めて要員確保
- ・ 受発注者の合意 経費はすべて精算方式
- ・ 2週間で安全に 通常の倍の保安要員など
- ・ およそ1千人の作業員 昼夜3交代 石和温泉で寝泊まり
- ・ 作業員の賃金は初日3割の前払い

中部・北陸

名古屋支社 電話052-601-2001 名古屋東区十鳥新町（C.Dビル）
 電話052-601-2001 FAX052-601-2000 nagono@dena.co.jp
 〒460-0008 新田中交差点南側1番地（東山）
 電話056-266-5111 FAX056-266-5111 dena-industry@dena.co.jp

中日本高速会社

中央道恵那山トンネル下り線

天井板撤去現場を公開

中日本高速道路社は25日、中央自動車道の恵那山トンネル下り線（岐阜県中津市・長野県岡谷市、延長8.489km）で進めている天井板撤去工事の現場を公開した。同日自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を受けた措置。撤去は21日から7月9日までの19日間で実施し、引き続き上り線の昼夜連続対面通行の撤去作業を行い、翌10日朝から通常運行に復旧する。施工は大林組が担当。総事業費は約50億円。



入坑する大型自走式台車

さらなる安全確保へ 施工・大林組

75年に完成した恵那山トンネル下り線は、全線トンネル下り線。天井板は全線幅9.40m×厚さ50cmの鋼製構造の天井板が設置されている。昨年12月に実施した緊急点検で落下の可能性はないと判断されたが、さらなる安全対策を講じるため、換気設備の更新計画を前倒しして撤去することを決めた。天井板は幅6.03m×厚さ99.5cm×長さ80.1m（枚当たり1.2t）と縦220.0m×横99.5m×厚さ60.0cm×長さ28.0m。送気ダクトと

岐阜大 7月16日まで受け付け

WTO 対象 工学系実験棟新営
 岐阜大学は26日、(柳)7月16日まで参加申請を受け付ける。開札は8月29日。規模はS造4階建て延戸100坪以内。設計は内藤建築事務所が担当。関連する設備工事は後日、別途発注する。
 公告要は次の通り。
 △件名 11公告日 ①締切日 ②開札日 ③参加資格 ④工事場所 ⑤工事内容 ⑥工期 ⑦他。
 ▼岐阜大学(柳戸)工学系実験棟研究棟新営その

壁板を解体してシアン十分に確認した上で、換気設備(カボット)や、トンネル天井板の接続部分を切断し台車上に乗せる。車延長の30分を切断したら台車を前進させて同様の作業を繰り返す。計4回、延長120分を撤去したらトンネル外に出し、近接した作業ヤードで天井板を解体、処分する。
 作業は西側坑口（岐阜県側）と東側坑口（長野県側）の両方から進めており、大型自走式台車は各2台、計4台が24時間体制で稼働。1日当たり作業数は延べ約150人。25日朝の時点で、西側は約100枚、東側は約60枚の撤去が完了している。公開された現場は西側坑口から約30m離れた場所。撤去後は、落防止対策や漏水対策の作業が高所作業車によって行われていた。今後は、トンネル上の天井板を支えた後、隔部の打音検査など状況を



工事概要を説明する和久田所長



高所作業車による落対策